

平成22年度 第4回 法律学教育FD/ICT活用研究委員会 議事概要録

- I. 日時 平成23年2月14日(月) 10時から13時
- II. 場所 私立大学情報教育協会 事務局 会議室
- III. 出席者 吉野委員長、加賀山委員、笠原委員、高鳥委員
(事務局)井端事務局長、森下主幹、松本職員

IV. 準備資料:

平成122年度第4回法律学教育FD/ICT活用研究委員会次第

平成22年度法律学教育FD/ICT活用研究委員会名簿

参考1(新聞記事)

参考2(新聞記事)

学習指導要領 (参考資料)

① 法律学教育における学士力の考察

② 学士力の実現を目指すICT活用「授業の開発モデルの例示(メモ)

③. 1、③. 2、③. 3 電子会議室による法政策的学び合い(笠原委員案)

③. 4 ICTを活用した事例に基らく法的思考と表現の基礎教育(吉野委員長案)

到澤目標2を目指す授業モデル(本教室モデル)

平成22年度第4回法律学教育FD/ICT活用研究委員会 打合せ会議事録

V. 議事内容

(1)前回会議の内容確認

まず、委員長より、前回会議の内容を確認した後、学士力実現に必要なICT活用の授業モデル案の検討に入った。

(2)少人数講義タイプの説明

引き続き、委員から、少人数講義タイプの授業モデル案(資料③.4)について、詳細な説明がなされた。また、この説明に際し、以下のように内容が修正された旨の指摘がなされた。

- ・ロースクール、法学部を問わず、法律学の初心者を対象とすることを明らかにした。
→その後の検討で1頁の「初学者」を削除する。
- ・資料①(法学教育における学士力の考察)の1、2に記載された到達目標を対象にしていることを明らかにした。
- ・模擬裁判はむしろ初学者を対象にして実施することが望ましいことを明らかにした。
- ・受容計画及び授業シナリオについては、簡条書きのシラバス形式をやめて、文章で全体構造を示した。これにより、説明がより詳細になった。2頁下から10行目以下の①～3頁の⑫までの数字は、3頁の【図1】に対応している。

(3)これに対する質疑

- ・「法律構成文書」という表現については、なお検討を要する。
- ・4頁「プラグマティック」という表現を、「実践的」に変える。
- ・4頁「知識の精練化と拡大」を、より分かりやすい表現に変える。
- ・2頁(4)「⑦と⑧は…」の部分を移動し、番号を修正する。具体的な修正については、改めてアップロードして頂く。

(4)事務局からの提案とこれを受けた修正

・「ICT」という言葉をタイトルに入れるのは問題。タイトルは、到達目標①のどこをねらうかを明らかにすることを表現して頂きたい。「学士力を実現するための授業」の手段としてICTを使うべき。

→提案を受けての再案として、タイトルとしては、「事例に基づく法的思考と表現の基礎教育」とする。

- ・最初に、到達目標 1.及び到達目標 2.を四角で括ってそのまま引用する。
- ・「授業計画」の箇所で、(1)～(4)を実施するためにどのようなコンセプトを前提とするかの説明（イントロ）が欲しい。授業計画と授業シナリオを区別して記述するという。授業計画は、当該授業の「しかけ」を種明かしすると効果的。

→提案を受けての再案として、たとえば、「対話形式、電子メール、電子掲示板等のICTを活用した対話形式の授業で進める。」などの表現を用いる。

- ・「教師」は「教員」に変更。
- ・チューター等の配備を確保することは、大学のガバナンスの問題であるという趣旨で強調して欲しい。

(5)民法の授業モデル案について

- ・タイトルを「学生の主体的な学習を活かした民法の授業モデル」とする。
- ・到達度の記述をそのまま四角括弧で括って挿入し、その後ろに「到達目標 1 および 2 を対象とした授業モデルである」との記述を置く。
- ・字数を調整して3頁～4頁に縮減する。
- ・2頁の資料は「付録」として別途添付する。
- ・本案のポイントは次のとおり。

数回の講義のうち1回を学生のプレゼンテーションに充てるのが基本構造。

読むだけでなく書くことで能力が身に付くので、実際にノートさせることが重要。

学生は教える技術を身に付ける必要があり、教師は教える技術を学生に伝授すべき。

プレゼンテーションはIRACに準拠する。

- ・「法律家の思考方法」を「法的思考方法」に変更。
- ### (6)事務局および委員からの提案とこれに対する対応
- ・授業シナリオと授業計画を分けて記述して頂きたい。
 - ・クーンの書籍の紹介の部分は省略したほうがよい。

- ・期待される効果の箇所で、ICTを用いて期待される相乗効果にも触れて欲しい。
- ・判例のIRACに基づいた分析が民法の実際的意味の把握（到達目標項目1に該当）と（判例の）法的思考力を身につけることにつながることを分かりやすく説明したらよいのではないか。
- ・判例を素材にした授業以外に別途事例問題を解かせる項目を（総合演習として）最後に置いてはどうか。

→作成した委員対応して頂き、改訂版をメールで送付して頂く。

- ・学習環境のところで、学生と教師の問答や学生同士の問答を可能にし、その結果を後で閲覧できるような学習環境が必要であることを明示して欲しい。
- ・課題の1, 2, 3を整理して欲しい。学生の意識改革を図れる具体的なFD活動を記述して頂いてはどうか。

→作成委員に対応して頂き、改訂版をメールで送付して頂く。

(7) 法政策的学び合いの案

委員より、第1案と第2案の違いの説明がなされた。最終版は③.2であるので、以下ではこれを対象とした議論がなされた。

(8) 事務局及び委員からの提案とこれに対する対応

- ・到達目標3を括弧で括って挿入し、これを対象とする授業モデルであることを明示する。
- ・「1 到達度として学生が身につける能力」の最後の部分で、能力の説明が必要である。先にまとめた到達度の4項目をすべて記載してもよいのではないか。
- ・タイトルを、「相互討論による法政策的学び合い」とする。
- ・現実に生起する様々な紛争事例を素材として、立法政策的議論につなげていくことを明示する。
- ・（どの科目での授業かを抜きにしては授業内容について述べられないので、また具体例を挙げて説明しないと読者には分かりにくいので、）委員の専門の情報法の事例を例として取り上げて授業計画やシナリオを説明してはどうか。
- ・これまでの案では「法的思考方法」を身につけることを目標としていたが、（到達目標2はで授業モデルの目標としているところなので、）項目3の立法政策的議論に特化して述べてはどうか。
- ・ゲーム的要素を取り入れるのも効果的である。
- ・教育環境をクラウド化してはどうか。できるだけ社会全体との意見の相互交流ができるようなシステムを考える。たとえば、リタイアした教員も議論に参加できるようにするシステムが考えられる。
- ・社会に働きかける授業モデルを考える。たとえば、マスコミにアピールすることも効果的。
- ・非公開の討論ばかりでなく、公開の討論も検討してはどうか。
- ・「学習方法」、「期待される効果」の部分は分量を少なくしてはどうか。

・ ICT を使うことによる相乗効果を強調して頂きたい。

(9)最終案について

案提出については今回が最後の会議なので，基本的な枠組みに絞って，来週月曜日までに各委員にメールにて最終案を出して頂く。その後は，全員がオンラインで検討する。検討に当たっては，1週間単位で改訂版を提出し，改定の必要がないとの意見が一致するまで続け，当該意見の一致をもって最終案とする。

(10)その他

事務局から，参考資料の説明があった。